

三島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の改正案についてパブリック・コメントを募集します

パブリック・コメントとは、市が政策等を策定する場合、その案を事前に公表することにより市民から意見の提出を受け、最終的な案を決定しようとするものです。

今回、次の条例を改正するにあたり、市民の皆様の意見を広く募集します。

1 案件名

三島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の改正案

2 改正の趣旨

平成25年5月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）が制定され、平成27年10月から、住民票を有する全ての方に個人番号（住民票コードを変換して得られる12桁の番号）、いわゆるマイナンバーが通知され、平成28年1月から、社会保障、税、災害対策等の分野の行政手続において利用されます。

番号法では、次の3つの事務でマイナンバーを利用する際には市の条例で定める必要があります。

- (1) 法定事務(※1)以外の事務におけるマイナンバーの利用（以下「独自利用事務」という。）
- (2) 地方公共団体内でのマイナンバーの利用（庁内連携）
- (3) 同一地方公共団体内における他機関とのマイナンバーを利用した情報連携

三島市においては、三島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（以下「条例」という。）にて、マイナンバーの利用に関し、必要な事項を定めているところです。

今回の改正は、(1)の事務でマイナンバーを利用するためのものであり、それには条例を改正する必要があります。

※1 番号法第9条第1項（別表第1）に規定されるマイナンバーが利用可能な事務

3 主な改正の内容

三島市では独自利用事務として、平成28年4月より次の4つの事務にてマイナンバーを利用する予定です。

- (1) 外国人の生活保護に関する事務（担当課：福祉総務課）

「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）」に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務にマイナンバーを

利用します。

当該事務の内容は、保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関するものであり、番号法別表第1に定められた日本国民に対するものと同様の範囲になります。

外国人の保護に関する事務は、厚生労働省社会局長通知に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されているため、マイナンバーを利用するためには条例で制定する必要があります。

(2) 子ども医療費助成に関する事務（担当課：子育て支援課）

三島市総合福祉手当に関する条例第11条の6及び三島市子ども医療費支給要綱に基づき、子ども（現に市内に住所を有する満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民基本台帳に記録されているものをいう。）の疾病の予防と健康の保持増進を図るとともに、その保護者の負担を軽減することを目的として、認定に係る審査等を行い、受給資格者に対して、医療費の一部を助成する子ども医療費助成に関する事務です。

(3) 母子世帯等医療費助成に関する事務（担当課：子育て支援課）

三島市総合福祉手当に関する条例第11条の8及び三島市母子世帯等医療費給付要綱に基づき、医療に係るひとり親家庭等の経済的な負担を軽減することにより、その生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図ることを目的として、認定に係る審査等を行い、受給資格者に対して、医療費の一部を助成する母子世帯等医療費助成に関する事務です。

(4) 重度心身障害児・者医療費助成に関する事務（担当課：障がい福祉課）

三島市は、重度心身障害児・者（以下「障害者」という。）の負担を軽減するため、障害者の医療費の自己負担額に相当する額の一部を助成しています。

受給者証交付手続きの際に、住民票関係情報・地方税関係情報・国民健康保険情報・生活保護関係情報を必要とします。また、この事務は、他市町村も同様の助成制度を実施しており、対象者人数も多くなっています。

そのため、他市町村との情報連携を含め、受給者の利便性と簡略性につながるため、番号法別表第1に規定された法定事務以外の事務における個人番号の利用（独自利用事務）を活用し、上記情報について、特定個人情報を利用するために条例で制定する必要があります。

4 募集期間

平成27年12月18日（金）から平成28年1月17日（日）までとします。

5 提出方法

パブリック・コメント用紙に、提出者の対象区分、住所、氏名及び連絡先を明記して、募集期間内に直接、郵送、FAX又はEメールで提出してください。

6 提出先

〒411-8666 三島市北田町4番47号 三島市 社会福祉部 福祉総務課 保護係

FAX番号 055-976-5555

Eメールアドレス hukusou@city.mishima.shizuoka.jp

※ 市ホームページのパブリック・コメントコーナーにおいても提出できます。

7 意見の取扱

提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方は、市ホームページに掲載するほか、行政課、情報公開コーナー、公民館（北上、錦田、中郷、坂）及び生涯学習センターで閲覧又は資料配布の方法により公表します。

なお、提出された意見への個別回答はいたしません。

8 問合せ

社会福祉部福祉総務課保護係 電話番号055-983-2613